



県外医療機関受診

乳児健診償還(払い戻し)

手続きについて

- 東みよし町に住民登録がある乳児で、県外の医療機関で乳児健診を受診した場合、健診費用を請求に基づき払い戻します。払い戻しを希望される方は、必要書類を添えて請求してください。
払い戻し金額は、東みよし町の定める乳児一般健康診査基準単価を上限とします。乳児健診の助成は県内外合わせて3回までです。
- 受診後、速やかに請求手続きをしてください。特に3月受診分については、4月10日までに請求してください。

請求に必要なもの

1. 乳児一般健康診査請求書（手続き来庁時にお渡ししたり、ホームページよりダウンロードすることもできます）
2. 印鑑
3. 領収書
4. 振込先口座が確認できるもの
5. 母子健康手帳
6. 予防接種手帳にある乳児一般健康診査受診票〔受診回数分〕

請求及び相談窓口

東みよし町健康づくり課 ☎82-6323

東みよし町子育て世代包括支援センター「くるみ」

☎87-9633